

『証券経済学会年報』第52号別冊  
第87回全国大会  
学会報告論文

「プロサッカー移籍金の経営学」

## 「プロサッカー移籍金の経営学」

西崎信男

九州産業大学人間科学部

### 1. 初めに

本発表は有名選手移籍事例をケーススタディーとしてプロサッカーリーグにおける移籍契約の仕組みの基本を明らかにすることを目的とする。

プロサッカーは世界で最も人気のあるスポーツであるため、その放映権をめぐるTV局間の競争は激化する一方である。そのTVマネーがプロサッカーリーグに流入してきたのである。クラブはそれらの巨額の資金を、スター選手の獲得に費やし、それが世界的な移籍金、報酬の高騰に結びついているのが背景である。

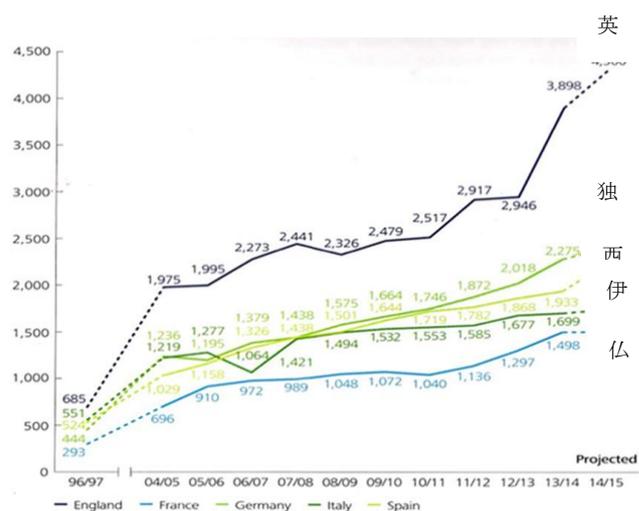
移籍金・報酬についてはマスコミ報道でその巨額の金額が注目されるが、その仕組みについては明らかではない。クラブ経営にとっては、投資である選手の移籍金を如何にマネージしていくかは重要事項である。日本のプロサッカー界はスポンサー企業の子会社の役割で運営されているため、必ずしも自立した企業経営として運営されているとは言い難い。今後は、欧州プロサッカー界で活用されている仕組み等を参考にしてクラブ運営を考えていく必要がある。

他方、プロサッカーに限らず、プロ野球他のプロスポーツファンにとっても、選手の移籍は強い興味を引き起こす。従って、ファンに移籍（金）の仕組みを理解してもらうことは、そのスポーツに対するファンの興味を増大させ、クラブ（球団）の経営を下支えする。その意味でも、本研究は意味があると思料する。

2017年8月驚きのニュースが世界を駆け巡った。スペイン・バルセロナ（FC Barcelona）のFWネイマール選手（Neymar）がフランスのパリ・サンジェルマン（Paris St. Germain: PSG）に2億ポンド（280億円@Y140）という空前の高額の移籍金で移籍したからである。1選手の移籍金が280億円、普通であれば考えられない金額であるのは間違いない<sup>1)</sup>

背景として、1992年の英プレミアリーグ誕生以来、プレミアリーグを筆頭にイタリア、スペイン、ドイツ、フランスの各リーグの売り上げは拡大の一途をたどっていることが挙げられる。（下図1）。

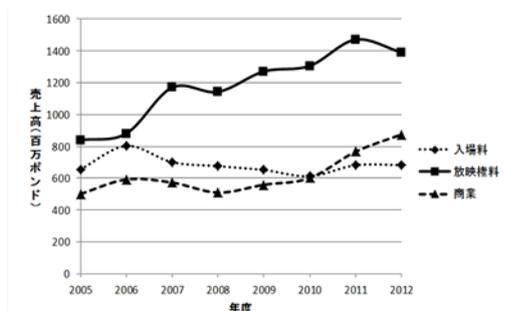
図1：5大プロサッカーリーグの売上高推移（1996/97と2004/05シーズンから2013/14シーズンまで：単位は100万ユーロ）



出所：Deloitte(2014)Annual Review of Football Finance (2014) p. 14を一部改変(参考文献3)

すなわちプロスポーツがスポーツチャンネルの人気コンテンツとなったこと、さらにアジア各国の経済発展の急進でサッカーの人気が高まり、アジアマネーが大量に流入するなど放映権料の拡大が寄与したのが大きな原因である。図2は世界5大リーグのトップを独走する英国プレミアリーグの項目別売上高推移である。この図から、放映権料の割合が極めて大きく、さらに増加率が高いことが読み取れる。

図 2: 英国プレミアリーグ売上高推移 注: 商業にはスポンサー料含む



出所: Deloitte (2014) *Annual Review of Football Finance Databook*, のデータをもとに筆者作成 (参考文献 3)

しかし、各クラブ間の競争は激化の一途で、それが選手獲得競争に火をつけたために、選手の報酬、及び移籍金は巨額に上っている。その一端が今般のネイマールの巨額移籍で表され世界を驚かせたのである。選手報酬、移籍金については、クラブ間の交渉事であり、内容は違法でないかぎり、詳細が表に出てこない。従って論議にした移籍金についてもままとった学術論文は見当たらない。そこで FIFA 規則を参照しながら、表面化したニュース等を参考に移籍金についての経営学をまとめることにしたい。

(注 1): Mail Online 2017/11/7

<http://www.dailymail.co.uk/sport/article-4758718/Neymar-completes-198m-PSG-move.html>

## 2. 移籍金の背景及び歴史

### (1) 英国における最高賃金制度と移籍制限

英プロサッカーでは選手の賃金を抑制する最高賃金制度 (Maximum Wage Cap) が成立していた (1900 年に導入: 当時の基本給は週 4 ポンド。その 10 年前の 1891 年に移籍制限が設けられた参考文献 5, p. 241)。

当時のトップリーグ (First Division) の選手賃金は週最高 20 ポンドに抑えられた。これは半熟練労働者賃金と同じレベルであった。すなわち、この制度によってクラブはコストを低く抑えることができ、クラブの安定的な経営を可能にしたのである。しかし 1961 年この最高賃

金制限が撤廃された。

クラブ経営にとってもう一つ重要な制限として、選手をクラブに一生縛り付ける 1891 年成立の前述の移籍制限: 保有・移籍システム (the Retain & Transfer System) が英国で違法と判決が出されるまで存在した (1963 年 Eastham v Newcastle United)。これは選手の流動性について労働市場からの規制である (参考文献 2, p11)。保有・移籍システムとは、①選手契約期間満了後も選手の保有権は元のクラブあり、そのクラブが選手を自由契約にしないかぎり、選手は他のクラブに移籍はできない。移籍する場合は、元のクラブは移籍金 (transfer fee) を相手クラブに要求できる。②移籍を認めずクラブに置く場合には (retain)、最低賃金を支払う必要がある。これはその選手をクラブ内で干すことを意味した。

判決では、retain (契約終了後も元のクラブが選手を保有すること) については違法であるとしたが、移籍金については、クラブは選手の教育・訓練 (training compensation, solidarity contribution: 参考文献 4, p. 25) にコストをかけているので、移籍金を要求するのは違法ではないとした。

### (2) 規制緩和

最高賃金制限と保有・移籍システム等の規制の緩和が選手の賃金・移籍金上昇につながったため、クラブ側は収入増を図らざるを得なくなり、プロサッカーの商業化が進展していったのである。それでも 1970 年代まではクラブ間の競争は大きくなかったため、選手の賃金の上昇は大きくなかった。それが 1980 年代に入ると外国人選手の移動が激しくなり、UEFA (欧州サッカー連盟) は欧州サッカー選手権での外国人選手の出場に制限を加え始めた。(参考文献 6, p. 40)

それに加えて 1992 年に英・プレミアリーグが創設されたこと、1990 年代中盤以降急成長するスポーツチャンネルのキラーコンテンツとしてサッカーが高く評価され高額放映権料がリーグに流入したこと、さらにボスマン判決 (1995 年 Bosman Case) が移籍金の急騰に大きな影響を与えることになった。

それまでは①契約満了後も選手はクラブに束縛されていた②外国人選手の雇用制限が行われていたが、それが欧州司法裁判所で違法との判決が出たのである。ボスマン判決によって契約期間後であれば英国を含む EU 圏内の選手の移籍が自由となったことで、選手の引き抜き競争が激化しクラブ間の移籍金や選手年俸が急騰し止まるところを知らない状況となった。その結果、国際間での選

手移動が急増した。そのため欧州 31 ヶ国の外国人選手登録比率 36%、英国とイタリアでは 50%以上 (2013) にも上った。(参考文献 6, p. 40)

下図 3 の通り、賃金とリーグ順位は相関関係が大きい。従って限られた優秀選手をめぐって多額の資金 (賃金および移籍金) が動くことになるのである。

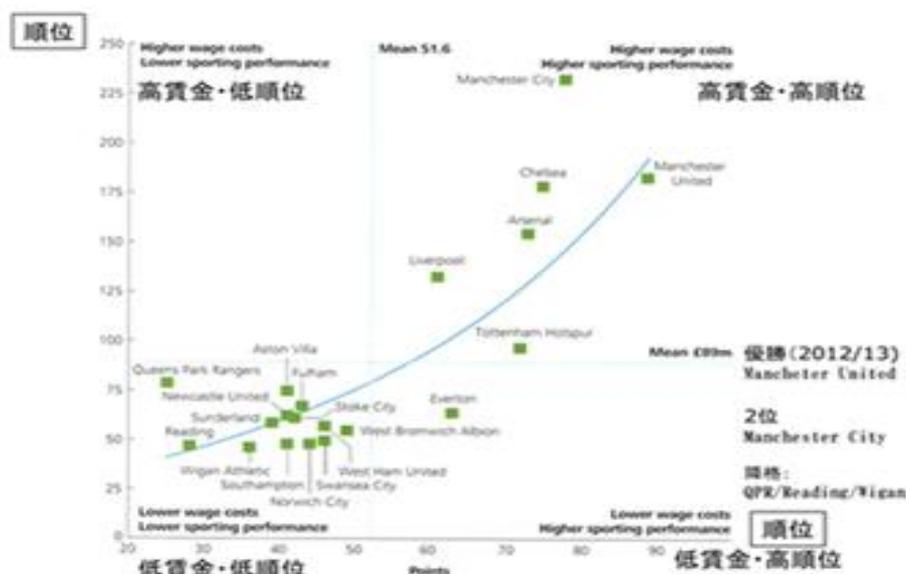


図 3: プレミアリーグのクラブの人件費と順位の相関図  
単位: 百万ポンド

出所: *Deloitte (2014)* p. 36 (参考文献 3) 一部加工

(3) クラブ経営を健全化するための規制導入: フィナンシャル・フェア・プレー

狭い地域に多数の国が存在する EU で、サッカーはスポーツの中でも、「統合のシンボル」として高い位置づけを与えられてきた。それが選手引き抜き競争で、クラブの経営が悪化し倒産する危険性を避けるために、「フィナンシャル・フェア・プレー (FFP: Financial Fair Play) 規制」<sup>2)</sup> が 2011/12 シーズンから段階的に導入された。FFP はサッカークラブの財務上のガバナンス強化を進める規制である。チャンピオンズ・リーグやヨーロッパリーグ等の欧州リーグに出場する UEFA 加盟のクラブに適用される。その目的は、欧州のクラブに公平な (fair) 競争を促すために、支出と収入のより持続可能な均衡を達成させることである。違反すればペナルティを課されるが、実際に事例 (2014 年パリ・サンジェルマンとマンチェスター・シティ) も発生している。しかし、この規制は、米国の

のメジャーリーグサッカー (MLS) や中国スーパーリーグのクラブには適用されないため、高値での選手の引き抜きが散見される状況である。それが選手の給与交渉での強気の姿勢に反映され、移籍金、報酬の高騰に結びついているのである。

これらの動きに対して、クラブ側は所属の有名選手に特約条項を設定することによって選手の流出を抑える努力をしている。しかし、選手獲得競争は激しさを増すばかりで、クラブ間で高額の移籍金が動くと同時に、選手の年俸も高額な契約が目白押しとなっている。試合だけではなく、選手の移籍動向を知ることはファンにとって大いに興味をそそられる材料である。プロサッカー (英プレミアリーグ) に限らず野球 (米 MLB) でも移籍問題を話すことは、ファンの楽しみになっている (MLB ではシーズンオフの冬がその時期であるので、ストーブリーグと言われている)<sup>3)</sup>。しかし、契約の仕組みを解説した文献は見当たらない。そこで以下の点も含めて、基本的な仕組みを明らかにする。

## (4) 移籍契約条項の規定項目

プロサッカーでは選手の移籍のニュースが出るたびに以下のような契約条項が話題になる。

- ①選手保有権放棄条項 (Release Clause)
- ②買取条項 (Buy-Out Clause)
- ③転売条項 (Sell-On Clause)
- ④移籍要求 (Transfer Request)
- ⑤契約延長ボーナス (Renewal Bonus)
- ⑥永年勤続手当 (Loyalty Bonus)
- ⑦自由契約 (move on a free) 等

本論文では、基本事項である契約の仕組みについて紹介した後、重要事項である

- ①選手保有権放棄条項 (Release Clause)
- ②買取条項 (Buy-Out Clause)
- ③転売条項 (Sell-On Clause)

の仕組みと問題点について議論する。

## 注

(注 2) FFP: 有力選手に対する果てしない獲得競争によるクラブ財政破たんを防ぐために導入された FFP (フィナンシャル・フェア・プレー) によって、2014/2015 及び 2015/2016 では売上高人件費率を 60%程度に抑える取り決めになっている (Deloitte 2015 p. 10) FFP は 2011/12 シーズンから段階的にプレミアリーグとチャンピオンシップに導入された。その規制に従わなければ、人気が高く高収入が期待されるヨーロッパリーグ、例えばチャンピオンズ・リーグに参加する権利を与えられない。2015/16 シーズンからは、クラブのオーナー等より無条件で補てんされる場合は(ソフトローン)、それまでの 4,500 万ユーロから 3,000 万ユーロへと支出超過上限額が引き下げられ規制が強化された。中長期的には選手獲得競争を抑制し、アカデミー (若手プレイヤーのファーム) やグラウンド・設備の充実に資金が回ることが狙いである。(参考文献 2, p. 114-118)

表 1: プレミアリーグ (1 部) とチャンピオンシップ (2 部) の売上高人件費率推移

	09/10	10/11	11/12	12/13	13/14	14/15
1 部	69%	70	70	71	58	61
2 部	88	90	89	106	105	n. a

出所: Deloitte 2016p. 18, 2015 p. 19

参考文献 2, p. 287

上記の通り、2013/14, 2014/15 シーズンを見る限り英プレ

ミアリーグに関しては、FFP 導入によってクラブ経営は健全化しており効果があったと思われる。

(注 3) 例えば、英国では BBC ニュースでサッカーに限らず種々のプロスポーツの移籍トークを扱っている。

<http://www.bbc.com/sport>

米国では大リーグ野球を専門にする <https://www.mlbtraderumors.com/> サイトがある。

## 3. 移籍 (金) の基本及びさまざまな仕組み

## (1) 移籍の基本事項

最初に移籍の基本事項についてまとめる。

(a) プロ選手の契約期間: 最短は契約時からそのシーズンの終了まで。最長 5 年間 (参考文献 4, p. 19)

(b) 移籍可能期間 Transfer Window (参考文献 4, p. 10: Registration Period): (例) 2017 年度①6 月 9 日～8 月 31 日 23:00 まで (12 週間以内) ② 1 月 1 日～1 月 31 日 23:00 まで (4 週間以内) すなわち年 2 回移籍のための窓 (window) が開いている。それ以外の時期は移籍不可となっている。

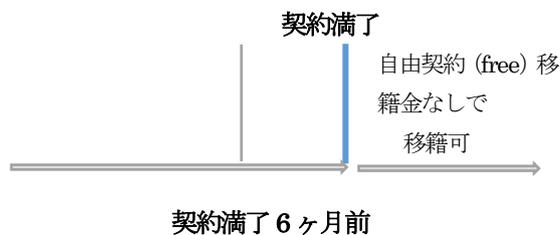
## (c) 選手獲得の方法

- ①移籍 (Transfer)
- ②フリーエージェント (Free Agent: 自由契約)
- ③ローン契約 (Loan Signing)
- ④ユースアカデミーからの昇格 (Youth Academy) (参考文献 6, p. 29)

## (d) 契約年数

- ・「複数年契約」: 有力な選手対象  
ただし故障、成績不振のリスクあり
- ・「単年度契約」: 他クラブに無料移籍のリスク有

## (2) 移籍契約の基本構造



- 選手は他のクラブと契約交渉可 (参考文献 4, p. 19)
- 現所属クラブは選手と契約更改交渉
- 合意できない場合、選手から移籍要求 (transfer request)
- 移籍する場合は、移籍金 (transfer fee) 発生

(a) 移籍金 (Transfer fee) の基本：移籍補償金 (違約金) を指す。プロサッカー選手がプロ選手として契約の期間満了前に移籍する場合、移籍元クラブ (売り手) が移籍先クラブ (買い手) に請求するもの。金額は両クラブの合意によって決定される。(参考文献 6, p. 29, 参考文献 4, p. 16)

(b) 当該選手をクラブに残さない (又は残らない) 場合は、満了 6 ヶ月前までに移籍をさせるよう売り手クラブは努力する。

(c) 契約満了となれば、選手は自由契約となり、移籍金なしでクラブを移籍することができる。移籍金の有無・高低は選手には関係がなくクラブ間の交渉事である。

(d) 移籍が成立するためには、選手が買い手クラブと選手が報酬 (wage) 等で同意することが前提となる。(参考文献 6, p. 29)

## (2) 契約付帯条項 Add-Ons: クラブ間の契約

(a) 選手保有権放棄条項 (Release Clause) : クラブが選手との契約に、条項が成就した場合には買い手に選手を売ることとを約束する条項である (選手とクラブの契約)。通常は買い手クラブの意欲をそぐ、または選手に移籍が難しいことを認識させる効果がある。移籍する最低金額が明示されるので、その金額で買い手から買いの申し出

(offer) があれば自動的に (強制的 mandatory) に条項が発効される。変形として、「friendly release」があり、この場合には強制的に放出させられるのではなく、選手と売り手クラブの交渉の余地が残っている。実例として、スアレス選手 (Luis Suárez) がリバプール (Liverpool FC) 在籍時に締結した契約にこの条項が含まれており (最低金額 4,000 万ポンド Guardian2013/8/7, 参考文献 10)、バルセロナ移籍時に話し合いとなった経緯がある。

(事例) リバプールのストライカーであるクルチーニョ (Philippe Coutinho) が結んだ 5 年の契約には異例であるが、選手保有権放棄条項が含まれていなかった。そのため、他の名門クラブからの勧誘にもリバプールはクルチーニョをクラブに留める強い立場にあった (他のクラブへの移籍を認める必要がない。通常は有力選手の契約にはこの条項が含まれる)。(参考文献 8)

しかし、結局は 2018 年 1 月 FC バルセロナと残り数か月のシーズンとその後の 5 年間の契約を交わした。契約破棄金は 4 億ユーロ (520 億円@Y130) にも達した。(参考文

献 12)

(b) 買取条項 (Buy-Out Clause) : 実質的には選手保有権放棄条項 (Release Clause) と同じである (クラブと選手の契約)。形式は (a) 選手の市場価値をはるかに上回るありえないほどの高額の最低移籍金額を設定する。(b) 形式は買い手クラブが選手に金額を払い、選手がその資金で売り手クラブから選手保有権を買い取る形となる。スペインリーグで行われている契約条項である。

今般のネイマールのバルセロナからパリ・サンジェルマンへの移籍 (280 億円) もこの条項にしたがって、買い手がネイマールを獲得したのである。契約上は、条項が自動的に発効しバルセロナは対抗できないので、FFP 規制 (クラブ財政の健全化のために選手獲得競争を控える) 違反でパリ・サンジェルマンを訴えている<sup>5)</sup>。

それに対して、スペインリーグ、特にバルセロナのライバルであるレアル・マドリードはクリスチアーノ・ロナウド他に 10 億ユーロ (約 1,300 億円) の買取条項を設定している。(参考文献 9: ISCO の事例)

(c) 転売条項 (Sell-On Clause) : (所属クラブと買い手のクラブの契約) 若い有望な選手を保有するクラブ (通常、中小クラブ) がクラブの財政上の必要から大手クラブにその選手を売る際に、将来その選手が国際的な選手になる可能性があるときに、移籍金 (Transfer Fee) と転売条項 (Sell-On Clause : 次の移籍の際の買い手の移籍金取り分の割合) の組み合わせで買い手と交渉する。

買い手にとって移籍金を低くする代わりに、Sell-On の % を上げると (Sell-On のオプションが発効するか不明であるので) 短期的にはコスト低い。しかし長期的には、もしその選手が国際的な選手になって、巨額の移籍金でその次に名門クラブに移籍した場合、巨額の移籍金の多くは最初のクラブに支払われ、名門クラブに選手を転売したクラブには小さな金額しか払われない。たとえば Sell-On の追加的な支払いの % は通常 20~30% が多いが 50% にすると、買ったクラブは見返りに移籍金支払いを抑えることができ短期的にはメリットを享受できる。

しかし、その選手を巨額の移籍金で次のクラブに売却しても自分の手元に残るのは巨額移籍金の 50% となる。将来の活躍が期待できない 28~29 歳のベテラン選手の獲得の場合は、この条項を付加しても問題は小さい。しかし、若手の有望選手に付加する場合は、リスクを考える必要がある。一種のオプションに似た取引となる (しかし金融でいうオプションの定義には該当しない。オプションの

定義：将来のある点までに原資産をあらかじめ決められた価格で売買する権利を取引すること。

(事例) ディマリア (Angel Di Maria) 選手の事例



出所：sportskeeda.com (参考文献11) を元に筆者作成

Man Utd (マンチェスターユナイテッド) はSell-On 条項を付与することで (Real Madrid と Man Utd の契約) 安く選手を購入したが (57M ポンド) (2014 年夏)、活躍しなかったため、購入時よりもさらに安い価格で PSG に転売した (2015 年夏)。その代金も (Man Utd がその選手を次のクラブに転売する場合) sell-on 条項によって 15% 程度は Real Madrid へ配分したため、Man Utd の手取りは 39M ポンドとなった。

### (3) 他の移籍付帯条項(Transfer Add-Ons)

- ①移籍金分割支払い(Monthly Fees)  
6, 12, 18, 24, 30, 36, 42, 48 ヶ月分割あり。
- ②リーグ戦出場回数 (After League Appearances)  
規定試合数に選手が出場した場合、売り手に規定した金額を支払う
- ③リーグ戦出場試合毎の支払い(Per League Appearance)
- ④国際試合の出場 (After International Appearance)
- ⑤リーグ戦での最低ゴール数 (Minimum League Goals)
- ⑥昇格に伴う支払い (After Promotion)

上記2~5については条件を選手が達成した場合、売り手クラブは買い手クラブに追加金額を支払う契約である。

### 注

(注4) パリ・サンジェルマン(PSG)のネイマール獲得とFFP規制

PSGは買取条項を発動してネイマールを2億ポンド(280億円@Y140)で獲得した。同時に仏リーグから同じくストライカーのエムバッペ(Mbappe)を1億6,500万ポンド(231億円@Y140)で獲得した。このためFFP規制に抵触し7,000万ポンド(98億円)不足との通知をUEFA(ヨーロッパサッカー連盟)から受けた。そこでPSGはクラブ

の保有有名選手2名<sup>5)</sup>を売却する他、アメリカから新たなスポンサーを探すこと、同時に放映権料の拡大を求めて動いているとのこと。

(注5)先の事例に登場したディマリア(Angel Di Maria)選手は、今度はネイマール獲得資金を生み出すために、他のクラブに売却される噂が報道された。(参考文献7)

## 4. 結論

①世界4大プロサッカーリーグの価値は上昇の一途であり、それにとまって放映権料はうなぎのぼりである。その放映権を享受する鍵となるのが、世界的なトッププレイヤーの獲得である。

したがって選手の報酬も2016年12月にチェルシーから上海に移籍が決定したオスカル(Oscar)のクラブからクラブへの移籍金は6,000万ポンド(84億円@Y140)、選手個人への報酬が「週給」40万ポンド(5,600万円@Y140)と報道された。FFPで規制しても中国(スーパーリーグ)やアメリカ(メジャーリーグサッカー)はUEFAに加盟しておらず規制の範囲外である点でかく乱要因である。

②クラブにとって移籍金ビジネスは大変重要である。選手といかに契約を結ぶか。有望選手であれば長期契約を結びたい。しかし、選手と報酬面、ゲームでの出場等で条件が合わなければ移籍を考える。そのときには、契約更改の半年前に移籍を成功させなければ、「移籍金なしの移籍」となるリスクを負う。他方、有望であっても長期契約を結ぶと故障をするリスクや活躍しないリスクも負う。したがって契約交渉は、それらのリスクとリターンを考慮して行う必要がある。そしてクラブ間での移籍金交渉もビジネス交渉の重要条項である。

③他のクラブへの有望選手の流出を防ぐために、選手保有権放棄(Release)条項や買取(Buy-Out)条項で所属クラブは自分の選手を守る。若い選手であれば、転売(Sell-On)条項を移籍金とのバランス(調整)で決定することも重要となってくる。

④日本の場合は、優秀な選手は強気でJクラブとの契約では欧州では考えられない「0円移籍」の事例が頻出した。有名な事例としては本田(名古屋グランパスエイト⇒蘭VVフェンロー)、香川(セレッソ大阪⇒独ドルトムント)、岡崎(清水エスパルス⇒独シュツットガルト)等である。

これは J リーグ自体がヨーロッパリーグの下位リーグ扱いであること、選手と J クラブの力関係が入団の時の契約が選手に甘い設定となっていること、ヨーロッパのクラブにとって支払移籍金が発生しない（又は安い）ので言葉のハンデのある日本選手にニーズがあることが背景にある（参考文献 1）。しかし日本選手の海外での活躍によって最近では「0 円移籍」は言われなくなって来ている。

⑤サッカーは昇格・降格がある弱肉強食のビジネスである。従って、規制がかけられてもそれを迂回する仕組みがすぐに生まれる。そうすることで新しい収入源が生まれ、プロサッカー業界は拡大していくと思われる。その意味でサッカービジネスはダイナミックなビジネスである。

⑥プロサッカーは競いあうスポーツであると同時に、厳しい国際ビジネス交渉の場である。日本のクラブには現状残念ながら「プロサッカークラブ」としてビジネスを行うというセンスや人材が少ないように見える。サッカービジネスが世界で巨大ビジネス化していく中で、今後は日本のクラブも移籍金ビジネスについても研究し、買い手と交渉して「クラブ」の利益を追求する姿勢が今後必要であろう。

#### 参考文献：

1. 小澤一郎[2012]、『サッカー選手の正しい売り方』、カンゼン、2012年2月14日。
2. 西崎信男[2017]、『スポーツマネジメント入門～プロ野球とプロサッカーの経営学～（第2版）』、税務経理協会、
3. Deloitte(2014, 2015, 2016), Annual Review of Football Finance
4. FIFA Regulations on the Status and Transfer of Players:  
[https://resources.fifa.com/mm/document/affederation/administration/02/70/95/52/regulationsonthestatusandtransferofplayersjune2016\\_e\\_neutral.pdf](https://resources.fifa.com/mm/document/affederation/administration/02/70/95/52/regulationsonthestatusandtransferofplayersjune2016_e_neutral.pdf)
5. Hamil, S et al[2010], Managing Football-An International Perspective, Butterworth-Heinemann
6. Szymanski, S. [2015]、Money and Football-A Soccernomics Guide, Nations Books, New York
7. Daily Mail 2017/11/07  
<http://www.dailymail.co.uk/sport/football/article->

5059963/PSG-hope-sell-Angel-Di-Maria-Lucas-Moura-FP.html

8. ESPN

<http://www.espnfc.com/story/2994930/liverpools-philippe-coutinho-has-no-release-clause-barcelona-yet-to-make-contact-source>

9. EUROSPORTS 2017/09/14

[https://www.eurosport.com/football/liga/2017-2018/isco-pens-new-real-madrid-deal-with-huge-buyout-cause-marcelo-also-extends-contract\\_sto6333555/story.sht](https://www.eurosport.com/football/liga/2017-2018/isco-pens-new-real-madrid-deal-with-huge-buyout-cause-marcelo-also-extends-contract_sto6333555/story.sht)

10. TheGuardian2013/8/7

<https://www.theguardian.com/football/2013/aug/06/luis-suarez-liverpool-arsenal-transfer>

11. sportskeeda

<https://www.sportskeeda.com/football/how-sell-on-club-laugues-work-players-transferred-clubs>

12.

<https://www.fcbarcelona.jp/football/first-team/news/2017-2018/philippe-coutinho-new-player-of-fc-barcelona>